

今月の表紙

今シーズン“最強・最長”の寒波が列島を襲い各地で記録的な大雪となっています。

2月5日(水)は、本町中心部でもあっというまに真っ白になりました。また、7日(金)は、大動脈である国道218号と国道325号の両方の国道(熊本方面行き)が積雪や凍結のために通行止めになるなど、近年稀に見る影響を及ぼしました。

まだまだ寒い日が続くそうですね。ご自愛ください。

町の人口

令和7年2月1日現在

※カッコ内は先月との比較

世帯	4,841戸	(-7)
人口	10,786人	(-19)
男	5,240人	(-13)
女	5,546人	(-6)

1月中の

転入	23人	転出	22人
出生	3人	死亡	23人

事件・事故

1月中の

事件(刑法犯)	件数	4件
交通事故		
人身事故	件数	0件
死 者	人数	0人
負 傷 者	人数	0人
物損事故	件数	23件

ふるさと納税

1月中の寄付金

件数	217件
金額	487万9000円

令和6年度合計

件数	5,546件
金額	1億4941万8580円

町税などの納期限

2月の納期限

町民 固定資産 軽自動車

国保 介護 後期高齢者

上(下)水道 簡易水道

下水道受益者負担金

香典返し

高千穂町社会福祉協議会(敬称略)

遺族名 (住所) 続柄 物故者

大賀美和子(中川登) 夫 夫 英生

飯干美喜子(山附) 夫 夫 光廣



祝!ご誕生

掲載を希望された方のみご紹介しています。

後藤 聖奈 ちゃん(長女・下田原)

智哉さん 美咲さん

福原 良治(大平)	杉本 晃一(神殿)	河内 智(下田原)	甲斐ツギエ(下押方)	富高美代子(上寺)	佐渡 哲夫(五ヶ所)	甲斐 修治(玄武)	佐藤 高明(三井東)	工藤美智子(笹の戸)	佐藤 忠男(芝原東)	河野小百合(日出)
父	妻	父	義母	夫	父	子	母	弟	妻	父
清 正	智 子	文 義	ケサミ	孝 夫	昭 三	祐 治	ヒサエ	浩 孝	まつ子	吉 伴



借金返済でお困りではありませんか?

お こまりなら まる まる さ い む ほっ と ライン

ナビダイヤル 0570-031640

月曜日～金曜日(12月28日～1月4日と祝日等を除く)

午前 10:00 ～ 12:40 午後 2:00 ～ 4:40

借金の解決方法がわからず困っているときには、まず「多重債務ほっとライン」にお電話ください。

「多重債務ほっとライン」は公益財団法人日本クレジットカウンセリング協会(JCCO)が行う、安心の無料電話相談です。

編集後記

▼「国民の祝日に関する法律」

国民の祝日は、国民の祝日に関する法律「国民の祝日に関する法律」によって定められていますが、「春分の日」と「秋分の日」は、前年に国立天文台が発表する暦要項で決まります。

今月2日に発表された暦要項によると、2026年の春分の日は、3月20日(金)、秋分の日は9月23日(水)になります。

なお、法律第3条第3項によると「その前日及び翌日が「国民の祝日」である日(「国民の祝日」でない日に限る。は、休日とする。）」となつていて、9月21日(月)の敬老の日と9月23日(水)の間の22日(火)が休日となるため、職場によつては、19日(土)から5連休になり、24日(木)と25日(金)に休みを取ると9連休になる年となります。鬼が笑うといひですね(ニ)

令和7年春季全国火災予防運動

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災の発生を防止し、高齢者を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的とするものです。

期間 3月1日(土)～7日(金)

標語 2024年度 全国統一防火標語『守りたい 未来があるから 火の用心』

住宅防火いのちを守る10のポイント

<4つの習慣>

1. 寝たばこは絶対にしない、させない。
2. ストープの周りに燃えやすいものを置かない。
3. こんろを使うときは火のそばを離れない。
4. コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く。

<6つの対策>

1. 火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する。
2. 火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
3. 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防災品を使用する。
4. 火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく。
5. お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
6. 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。

住宅用火災警報器について

住宅用火災警報器が適切に機能するためには維持管理が重要です。

「いざ」というときに住宅用火災警報器がきちんと動くよう、日頃から作動確認とお手入れをしておきましょう。

「まさか!」の火事。住宅用火災警報器で助かる命があります。

☎西臼杵広域行政事務組合消防本部 ☎0982-82-2900



児童手当の申請をお忘れなく

令和6年10月(12月支給)から児童手当法の改正により、制度が拡充されました。まだ申請がお済でない方は、期日までに申請手続きを行ってください。

拡充の対象者 次のいずれかに該当する人

- ・高校生年代のみを養育している、または現行制度の所得上限額を超過しており、現在児童手当(特例給付)を受給していない人
- ・児童手当(特例給付)を受給している人で、対象となる高校生年代の児童について、過去に高千穂町で手当を受給したことがない人
- ・第3子加算の算定基準となる大学生年代の子の生計費等を負担している人

申請期限 3月31日(月)

※3月31日までに申請すれば、拡充分の児童手当を2024年10月分から受給することが可能です。

詳しいことについては、お気軽にご連絡ください。

☎役場福祉保険課 児童福祉係 ☎73-1202

スポーツ安全保険の加入について

スポーツ保険は、スポーツ活動や文化活動、ボランティア活動など団体活動における事故を補償する制度です。団体活動を行う4名以上で加入できますので、活動中の万一のケガや賠償責任などの事故に備えましょう。

加入区分 団体員の年齢、スポーツ活動の有無、スポーツ活動の種類および補償範囲によって8区分に分かれています。

掛金額 年額800円～

加入方法 パソコンまたはスマートフォンを使用して、インターネット加入システム「スポあんネット」から必要事項を入力後、コンビニエンスストア等選択した支払方法で掛金をお支払ください。

※新規の場合は会員登録が必要です。

☎公益財団法人スポーツ安全協会

☎03-5510-0033

9:30～17:00(平日のみ)

